

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和元年8月7日（水）午後3時28分～午後4時				
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室				
出席者	公益代表委員（4名）	石塚孔信 竹中啓之 山口政幸 山本晃正（敬称略）			
	労働者代表委員（4名）	大木順子 新内親典 日高実禎 三浦辰男（敬称略）			
	使用者代表委員（4名）	岩重昌勝 岩元義弘 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）			
	事務局（6名）	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官			
議題	1 令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他				
配付資料	1 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 2 専門部会審議経過本審報告書(部会長) 3 令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況 4 第156回 県内企業・業況調査結果				

○ 石塚会長

それでは、ただ今から、第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会の成立につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○ 平松賃金室長

それでは、ご報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されておりますが、本日は公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員4名、合計12名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、有効に成立しております。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。本審議会は有効に成立しているとのことですので、これより審議を始めたいと思います。

まず1番目の議題の「令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議」についてですが、審議の前に、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

本日の資料につきまして、簡単に説明を申し上げます。

まず、資料の1枚目は、「鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書」で、8月7日付けの報告書になっております。

続きまして2枚ほどあけていただくと、「専門部会審議経過本審報告書（部会長）」がござります。

次に3枚ほどあけていただきますと、「令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況」という資料が付いておりまして、この資料は、昨日現在の、当局で把握しているものをとりまとめたもので、都道府県を日安のランク別に分けて、改定最低賃金額、引上げ額などが記載されております。

最後に、8月2日の前回本審で、山本委員からご要望がありました鹿児島銀行・九州経済研究所の7月31日付けの「県内企業・業況調査結果」をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

○ 石塚会長

ありがとうございます。令和元年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月9日に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、5回に亘り審議を行なってまいりました。本日10時に開催されました第5回専門部会で結論が出ましたので、竹中会長代理から、その報告と審議経過について、説明をお願いいたします。

○ 竹中会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思いますので、お手元の「鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書」をご覧ください。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和元年8月7日

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
鹿児島県最低賃金専門部会
部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月9日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより平成29年10月1日発効の鹿児島県最低賃金（時間額737円）は平成29年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚孔信	竹中啓之	松枝千鶴
労働者代表委員	喜納浩信	新内親典	日高実穎
使用者代表委員	岩重昌勝	岩元義弘	瀬上剛一郎

では、別紙1をご覧ください。

鹿児島県最低賃金

I 適用する地域

- 鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 790円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙2は、「鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について」で、先ほどもありましたように、鹿児島県の最低賃金と生活保護費を比較したものです。生活保護費はここに書いてあります様に88,307円に対しまして、鹿児島の最低賃金は105,419円で、生活保護基準を下回っているとは認められないことの説明になっておりますので、ご覧いただければと思います。

報告書については以上です。

(竹中部会長代理が報告書を石塚会長に手渡した。)

○ 竹中部会長代理

引き続きまして、「専門部会審議経過本審報告書」をご覧ください。少し長くなっていますので、一部省略する形で読み上げます。

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和元年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月9日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計5回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

- (1) 第1回専門部会を7月30日に、第2回専門部会を8月2日に、第3回専門部会を8月5日に、第4回専門部会を8月6日に、第5回専門部会を8月7日に開催した。
- (2) 第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は複数名でも10分以内で行うことが決定された。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

労働者側委員からは、文書が示されて、主に、①昨年度の審議で単独全国最下位になり、県議会で初めて取上げられ知事が答弁するなどいろいろな場面で大きく取上げられ、鹿児島県や県の経済にも大きなマイナスイメージになっている。②、③は省略して、以上の考え方が示された。

使用者側委員からも文書が示されて、主に、①結果として最下位にはなったが、労使で十分に

審議を尽くした結果であり、かつ目安に1円上乗せした点については、受け止めてほしい。最低賃金の役割はあくまで「セーフティーネット」であり、消費拡大の政策を目的にした制度ではない。

②以下を省略して、以上の考え方が示された。

当日は、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第2回専門部会でこれを行うこととなった。

(3) 第2回専門部会においては、冒頭で10分間意見陳述が行われた。

労働者側委員からは、主に、①最賃の大幅引上げは、雇用にマイナスの影響があるという意見もあるが、有効求人倍率は高い水準で推移しており、昨年の24円引上げは、通常の事業や雇用に対する悪影響はなかったものと思われる。

②は省略して、③政労使合意や働き方改革実行計画をふまえ、800円に到達するためには、39円以上の引上げが必要であるとして、39円の引上額が提示された。

使用者側委員からは、主に次の見解が述べられた。

賃金改定状況調査第4表は、日安審議の重要な資料とされているが、日安額26円と、Dランク賃金上昇率1.9%（14円）は大きく乖離している。

大幅な目安が決められた合理的な根拠を、きちんと示して欲しい。

以上の意見が述べられています。

(4) 第3回専門部会においては、鹿児島県最低賃金の金額改正について、その根拠となる見解を示すとともに、具体的な金額提示を行って審議した。

労働者側委員からは、主に、①全国のパートタイム労働者1求人あたりの募集金額下限値は880円であり、39円引上げて800円に改正しても、大きな悪影響は出ない。また、ハローワークインターネットによれば、県内求人の84.7%は800円以上である。

②から④は省略して、以上の見解が示されたが、公労協議を行った結果、早期結審のために、30円（Aランクの目安28円に地域間格差解消分として2円を加算）の金額提示がなされた。

使用者側委員からは、主に、①鹿児島県商工会連合会と鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果で業況判断DⅠは、全体ではやや改善しているものの、マイナス基調である。

②は省略して、③その後、最低賃金と企業誘致・撤退との関係が議論され、公使協議を行った結果、目安額に配慮され、目安同額の26円の金額提示があった。

その後、これ以上の労使の歩み寄りは難しいとのことで、次回継続して審議することとなった。

(5) 第4回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、①今年の影響率（労働者数復元）は、労働者側が主張する39円（14.02%）でも、30円（12.97%）でも、29年度や30年度の影響率より低いので、30円の提示額は十分検討できる金額だと考えている。

②と③は省略して以上の見解が述べられた。

使用者側委員からは、主に、①労働側が示しているデータは、「統計上の平均的な賃金」であり、最低賃金ではない。大幅な引上げを行うと、高齢や軽作業しかできない労働者が、雇用の場を失う。

②マイナスイメージを避けるため、単独最下位は避けたいが、中小零細企業が多い鹿児島にと

って、30円や29円の引上げは急激すぎるとして、28円が提示された。

その後、労側の提示額30円と使側の提示額28円について、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなった。

(6) 第5回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

労働者側委員からは、様々な角度からみて、30円という主張は不可能な引上額ではないものと考えるが、やはり30円と29円のイメージは違う。早期結審のために29円を提示するとの見解が述べられた。

使用者側委員からは、これまでの主張は変わらないために、28円以外の提示は難しいとの見解が述べられた。

(7) これまで5回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使の景況感、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方を開きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第5回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金761円を29円アップして790円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成3名（公益委員1名、労働側委員2名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名）となり、可否同数のため最低賃金審議会令第5条及び第6条により部会長の決定により鹿児島県最低賃金を790円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここにご報告します。

次に「公益委員の見解」が付けられておりますが、これは各自でご覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。ただ今、竹中会長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について説明がございましたが、これにつきまして、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

○ 石塚会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定につきまして、これからお諮りいたします。本審議会はただ今の専門部会報告書の結論のとおり鹿児島県最低賃金を時間額790円に改正することとしてよろしいでしょうか。

（異議あり）

○ 石塚会長

「異議あり」とのことでしたので、採決により決定することになります。その前に議事の決め方について、説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっております。以上でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。議事の決め方は事務局より説明があったとおりです。

鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよろしいかお諮りします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 2名、労働者側委員 4名、使用者側委員 0名 合計 6名)

専門部会の結論につきまして、反対の委員は挙手をお願いいたします。

(公益側委員 1名、労働者側委員 0名、使用者側委員 4名 合計 5名)

採決の結果、賛成 6 名、反対 5 名、合計 11 名で、賛成多数により、専門部会と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたします。事務局は、答申文の準備をお願いします。

(答申文準備・配付)

○ 石塚会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。局長は、前の方にお越しください。

令和元年 8 月 7 日

鹿児島労働局長

小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年 7 月 9 日付け鹿労発基 0709 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成 29 年 10 月 1 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 737 円）は平成 29 年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていたことを申し添える。

別紙 1、2 は省略いたします。

○ 石塚会長

答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長にご挨拶をお願いします。

○ 小林労働局長

先ほど答申をいただきましたので、一言御礼申し上げたいと思います。

今回の答申に関わる本審または専門部会の委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でございました。

今後の日程でございますが、答申を受けまして、異議申出の期間として 15 日間、期間をおきます。その後、官報公示をし、30 日後に正式な発効となっております。

答申の内容につきましては、時間額 790 円で、前回の 761 円と比べ 3.8% の引上げで、金額ベースでも 29 円アップということです。平成 14 年の時間単位のみの表示となつて以来、この 29 円は過去最高で、引上げ率についても過去最高になつております。

これに伴いまして、具体的な賃金引上げを伴う「影響率」ですが、今年は 12% で、昨年の 19% 台と比べれば具体的な引上げに伴う影響は少ないということであります、29 円アップであり、経営におけるコストアップも否めない事実だと考えております。

また一方、地域間格差は、昨年來、「鹿児島 761 円に対して東京 985 円」ということで 224 円の格差が議論されたところであります。この点につきましては、東京が 1013 円になつておりますので、今年の 790 円と比較すれば格差は 223 円となり、昨年の格差より 1 円だけでも縮小したことは評価できるかと思っております。

骨太の方針などの閣議決定は、中小企業、零細企業への影響を極力軽減することがうたわれております、国および県が一体となりながら、具体的な賃金引上げに対する経営的な改善または下請企業に対する取引改善など、私共の働き方改革推進支援センターまたはよろず支援拠点、県のかごしま産業支援センターなどの支援機関と一体となりながら、アドバイス等を個別企業に行うなどきめ細かく対応することが肝心だと考えております。

最後になりましたけれども、各委員の皆様方のご尽力に重ねて御礼申し上げるとともに、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に一言、申し上げました。

○ 石塚会長

それでは、次の議題は「その他」となっていますが、何か委員の皆様方からございませんか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○ 石塚会長

他に無いようですので、今後の予定等につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定に係る今後のスケジュールについて説明させていただきます。

本日答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として、答申の内容を公示いたします。公示に対する異議申出の締め切りは公示日の翌日から 15 日目となりますので、8 月 22 日木曜日が締切日となります。

したがって、異議の申出があった場合は、異議の申出締め切り日の翌日である8月23日金曜日8時30分から、本日と同じ会議室で、第4回本審を開催し、異議申出の内容について審議いただくこととなっておりますので、この日程の確保をお願いいたします。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はありません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、8月19日月曜日午前10時と8月20日火曜日午後1時30分から運営小委員会を開催することになっております。

運営小委員会で「改正の必要性あり」となった場合は、第4回本審で局長に対し「必要性あり」の答申をいただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月6日金曜日までに推薦をお願いします。

また、各専門部会は、できれば9月下旬頃から審議に入れるよう調整したいと思っております。

また、産業別最低賃金の年内発効のためには最終結審日は10月31日本曜日になっております。

以上で、今後のスケジュールの説明を終わります。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、今後のスケジュールに関して説明がございましたように、今後、公示を行い、異議の申し出があった場合は、異議申出の締切日の翌日である8月23日金曜日8時30分から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保をお願いいたします。また、8月19日金曜日の午前10時からと8月20日火曜日午後1時半から運営小委員会を開催し、産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月6日の金曜日までにしていただきたいということですので、この日程についてもよろしくお願ひいたします。

他に事務局から何かございますか。

○ 平松賃金室長

特にございません。

○ 石塚会長

それでは最後に、議事録署名者を指名します。

労働者側は、新内委員、使用者側は、濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____